公益財団法人

用促進事業のご案内

奨励金の概要

世田谷区は、有期契約労働者を正規雇用労働者へ転換後、研修等 のキャリアアップ促進を実施した事業主へ奨励金を支給いたします。

対象

- 世田谷区内に雇用保険適用事業所を置いている中小企業
- 右記すべてに該当する 事業所に対して支給します。
- ・当年度を含む過去5年以内に(公財)世田谷区産業振興公社に有期契約 労働者等の求人を公開し、公社の紹介で採用された労働者を正規雇用に 転換し区内事業所にて雇用していること。
- ・上記労働者に対する国のキャリアアップ助成金(正社員化コース)の支 給決定、東京都正規雇用転換安定化支援助成金の支給決定及び交付金額が 確定していること。

助成要件

東京都正規雇用転換安定化支援助成金の交付金額確定通知受領後3か月以 内に対象労働者にキャリアアップのための研修を受講させること。

国のキャリアップ助成金(正社員化コース) 支給決定通知書受領

支援助成金支給決定通知書受領東京都正規雇用転換安定化

支援助成金交付金額確定通知書受領東京都正規雇用転換安定化

研修実施計画書提出1田谷区産業振興公社

対象労働者に研修実施

世田谷区産業振興公社へ 実施報告書提出

訪問審

奨励金支給決定通知

助成金額

公社奨励金

1事業所につき 5万円を上限に実費を支給いたします。

※申請が予算額に達した場合は受付を終了いたします。

申請の方法

持参または郵送にてご提出ください。

- ※郵送の場合は、双方に記録が残る簡易書留等の方法により送付してください。 なお、申請書類は信書に該当しますので、信書の送付が禁止されているメール 便、宅配便等は使用しないでください。
- ※申請に必要な各様式は、三茶おしごとカフェホームページよりダウンロード してください。

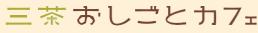
HP: https://www.setagaya-icl.or.jp/oshigotocafe/top.html

三軒茶屋駅から徒歩約2分!

世田谷産業プラザ2F 東京都世田谷区太子堂2-16-7



申請受付・問い合わせ





〒154-0004 東京都世田谷区太子堂2-16-7 電話: 03-3411-6604

受付時間:平日午前時~午後5時まで